

たばこ小売販売業の許可を受けた皆様へ

たばこ小売販売業者は、たばこ事業法に基づき、事業の休止等の場合に届出を行っていただく必要があります。

届出を忘れた場合には、行政処分の対象（許可の取消しや営業停止）となる場合がありますので、遺漏無く届出を行っていただくようお願いいたします。

承継・休止・廃業等の際には、必ず届出をしてください

【届出を要する主な例】

- 相続、合併または分割により承継したとき
- 病気や店舗改築等の理由により、1ヶ月以上休業するとき
※ 休業の理由が正当でない場合は、認められない場合があります。
- たばこ販売を廃止したとき
※ 税務署などへの類似の届出（事業廃業届など）では代用出来ません。
- 商号、名称又は氏名及び住所（法人の場合、代表者氏名及び住所）に変更があったとき

（注）この他にも届出が必要な場合があります。

★ご不明な点がございましたら、下記「連絡先」までお問い合わせください。

【各届出書類（様式）の入手先】 財務省ホームページ（たばこ事業法等に基づく各種申請手続について）

https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/tobacco/tobacco_tetuzuki.htm

【連絡先】

東海財務局 理財部 理財課 たばこ担当
愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1
電話：052-951-2546（直通）
メールアドレス：tabako-kyoka@tk.lfb-mof.go.jp

（届出書類の提出先）

〒460-0026
愛知県名古屋市中区伊勢山 2-12-1
日本たばこ名古屋ビル
日本たばこ産業(株) 愛知支社 許可担当

よくあるお問い合わせ



たばこの販売をやめたいが、どうしたらよいか。	「 <u>廃止届</u> 」をＪＴに提出してください。
許可者が亡くなった場合、どうしたらよいか。	相続人は、たばこの小売販売業者の地位を承継します。 ・引き続き小売販売業の営業を継続されたい場合、相続人の中から、承継者を選定していただいた後、必要書類を添付の上、「<u>承継届</u>」をＪＴに提出してください。 ・相続人の方が小売販売業の営業の継続を希望されない場合、必要書類を添付の上、「<u>廃止届</u>」をＪＴに提出してください。 （必要書類の説明をしますので、下記の連絡先にお問い合わせください）
許可者が高齢・病気のため、名義を変更したいが、どうしたらよいか。	３親等以内の同居する親族である場合、承継が可能です。必要書類を添付の上、「 <u>承継届</u> 」をＪＴに提出してください。
一時休業したいが、どうしたらよいか。（再開の見込みがある場合）	店舗を改築する、病気療養中で比較的早期に治癒すると考えられる場合など、正当な理由がある場合には、事前に「<u>休止届</u>」をＪＴに提出してください。 ただし、休業の理由が正当でない場合、認められない場合があります。

（注）この他にも届出が必要な場合があります。

★ご不明な点がございましたら、下記「連絡先」までお問い合わせください。

【各届出書類（様式）の入手先】 財務省ホームページ（たばこ事業法等に基づく各種申請手続について）

https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/tobacco/tobacco_tetuzuki.htm

【連絡先】

東海財務局 理財部 理財課 たばこ担当
愛知県名古屋市中区三の丸３－３－１
電話：０５２－９５１－２５４６（直通）
メールアドレス：tabako-kyoka@tk.lfb-mof.go.jp

（届出書類の提出先）

〒４６０－００２６
愛知県名古屋市中区伊勢山 ２－１２－１
日本たばこ名古屋ビル
日本たばこ産業(株) 愛知支社 許可担当